

令和5年8月1日

## 令和5年度 財政援助団体等監査結果報告書

富谷市監査委員 眞山 巳千子  
富谷市監査委員 浅野 武志

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した令和5年度財政援助団体等監査の結果について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

### 第1 監査の対象

地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者

公の施設名 富谷宿観光交流ステーション「とみやど」  
所管課 経済産業部 産業観光課  
指定管理者 株式会社 1038  
監査の範囲 公の施設の管理及び業務運営に関する事務執行について

### 第2 監査の着眼点

#### (1) 所管課関係

- ① 公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定は、関係法令等に根拠をおき、適正かつ公正に行われているか。
- ② 施設の管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。また、必要事項が適正に記載されているか。
- ③ 施設の管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- ④ 事業報告書の点検は適切になされているか。また、指定管理者に対する指導監督が適切に行われているか。
- ⑤ 指定管理者制度の採用により、効率的な管理及び運営が図られ、利用促進が働くものとなっているか。

#### (2) 指定管理者関係

- ① 施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。
- ② 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ③ 公の施設の管理に係る会計処理は適正に行われているか。
- ④ 公の施設の管理に係る出納関係帳票等の整備及び記帳は適正に行われているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切に行われているか。
- ⑤ 利用促進及び利用者サービスの向上のための取組はなされているか。

### 第3 監査の主な実施内容

当該施設を所管する部署に関し、主に令和4年度の出納その他事務の執行が適正に行われているかどうかについて、あらかじめ関係書類の提出を求め精査するとともに、所管課長から説明を聴取し監査を行った。

### 第4 監査の実施日及び場所

所 管 課 令和5年7月24日（月） 富谷市役所監査委員室

### 第5 監査の結果

監査の着眼点に留意して監査を行った結果、本年4月14日に新たに供用開始となった「マルシェ広場交流館」の管理について、富谷宿観光交流ステーション指定管理者基本協定書に基づく、富谷宿観光交流ステーション指定管理者業務仕様書に記載されている「指定管理対象施設」に追記されておらず、かつ、その使用にあたっての維持管理費等についても不明瞭であることを確認した。については、可及的速やかに協定書内容の変更を行うとともに、本施設の維持管理に要する費用等について、その他指定管理者協定等との整合性を考慮の上、実情に即した対応を行うよう指導した。

なお、その他事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査時に所管課長等に口頭で注意を促しているため記述を省略する。